

京丹波ファンクラブ（CLUB 京丹波）町内おもてなし店舗募集要項

京丹波町産業建設部商工観光課

1. 趣旨

京丹波ファンクラブ会員の会員特典の充実、会員間の交流及び町の魅力発信、町内店舗のプロモーションを目的に実施する。

2. 店舗への支援内容

- ・京丹波ファンクラブ会員に対するおもてなし店舗の紹介
- ・店舗ごとのウェルカムドリンクの提供分を負担
- ・店舗とのコラボイベントの企画・実施（店舗ごとに調整）

3. 会員への特典

会員に対し、運営事務局にてウェルカムドリンクチケット（WDC）及びインセンティブチケット（IC）を発行（郵送対応も実施）。おもてなし店舗で会員がお買い物・飲食等をするると以下の特典を受けられる。

【ウェルカムドリンクチケット（WDC）の内容】※町外会員限定

- ・WDCを提示した会員に対し、店舗ごとに用意したウェルカムドリンクを提供
- ・会員1人につき1杯のみとする。（1人につきチケット1枚発行）

【インセンティブチケット（IC）の内容】

- ・月単位で変わるインセンティブを利用可能
- ※例：〇月は〇〇レストランにおいて GREENGREEN 定食が会員限定で提供
- ・インセンティブは運営事務局と店舗で直接調整し決定、利用の約2週間前から告知。
- ・インセンティブは会員1人につき同月内1度までの利用とする。

4. おもてなし店舗の登録とサービス利用までの流れ

(1) 京丹波ファンクラブおもてなし店舗として登録をする

※「京丹波ファンクラブおもてなし店舗登録申請書」を提出する。

(2) おもてなし店舗を京丹波ファンクラブホームページで紹介。

※各店舗でも SNS やホームページなどで PR にご協力をお願いします。

※ホームページは随時更新します。

(3) 会員がおもてなし店舗に来店。

(4) 来店時にチケットを提示された場合、該当商品の提供等を実施。会員からチケットを回収。

※チケットは運営事務局で発行します。

※店舗では会員証等を確認する必要はありません。

(5) 月初めに運営事務局へ前月分の報告書及び請求書を提出します。

各店舗で使用済みのチケットを保管していただき、月初めに運営事務局へ請求書と実績報告書を添えて提出をお願いします。

※注意

チケットの添付がないものについては、お支払いができませんのでご注意ください。

5. おもてなし店舗登録条件

- ・町内に所在するお買い物店・飲食店・宿泊施設であること。
- ・飲食店、宿泊施設についてはウェルカムドリンクの提供ができること。
- ・京丹波町の魅力を伝え、おもてなしの心をもって対応すること。
- ・月初めに運営事務局に報告書及び請求書を提出するなど書類の管理及び提出が適切におこなえること

6. その他・注意事項

- ・5の条件が厳守できない場合は、おもてなし店舗として対象外になる場合がございますのでご注意ください。
- ・登録店舗様も積極的にPRしていただき、一緒に京丹波町のファンを増やせるようご協力の程よろしく願いいたします。
- ・チケットは金券の購入には使用できません。

問い合わせ先

京丹波町産業建設部商工観光課

電話：0771-82-3809

メール：shoko@town.kyotamba.lg.jp